

令和4年9月1日から

屋外広告物の点検ルールが 変わります！

神奈川県では、屋外広告物の安全対策のさらなる推進を図るため、神奈川県屋外広告物条例施行規則を改正しました。

令和4年9月1日から、屋外広告物継続許可申請時の点検ルールが以下のとおり変わります。

改正内容

① 有資格者による点検が必要な広告物の見直し

広告物のうち、建築物の壁面に直接表示(ペイント)するものは、有資格者による点検の対象から除外します。

② 資格要件の追加

建築士(一級・二級)・屋外広告物点検技能講習修了者を新たに点検資格に加えます。

③ 点検報告書の添付書類の追加

点検者の「資格等を有することを証する書類の写し」も点検報告書の添付書類として必要になります。

④ 点検報告書の様式変更 (点検項目の変更)

点検報告書の点検項目を現行の5項目から17項目に細分化します。(裏面のとおり)

施行日

令和4年9月1日以降に実施する広告物の安全点検に適用されます。

詳細は…

かながわの屋外広告物



定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！

危険の兆候を
チェック！

早期発見が
事故を防ぎます

サビ

鉄骨やボルト
のサビは
破損の第一歩



汚れ

サビ汁が
たれていたら、
内部が腐食している
かも?!



ズレ・欠落

盤面のズレや
取付具の欠落は
落下の前触れ



照明不点灯

漏電の場合は
火災の危険も



新たな点検項目（令和4年9月1日～）

点検箇所	点検項目
基礎部・ 上部構造	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接合部(ボルト・ナット・ビス)の緩み、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板・表示面板押えの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 附属部材(装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他附属品)の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、破損
	3 その他点検した事項



神奈川県

県土整備局都市部都市整備課景観まちづくりグループ
横浜市中区日本大通1 電話 (045)210-6209 (直通)